

佐賀県規則第50号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則（平成26年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（保育所型認定こども園の認定有効期間更新申請書）</u></p> <p><u>第4条 法第5条第2項の申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p><u>様式第2号（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>認定こども園の認定有効期間更新申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 _____ <u>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u></p> <p><u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、認定こども園の認定の有効期間の更新について申請します。</u></p> <p>1 施設の名称</p> <p>2 施設の所在地</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>この様式に記載された個人情報は、認定こども園の認定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div>	<p><u>第4条 削除</u></p> <p><u>様式第2号 削除</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。